

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和4年度第10回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第11番 森谷委員さん、第12番 高野委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日の日程行事について報告いたします。12月28日 内田農業振興会の60功労賞を受賞された新町の さんの受賞祝賀会が霞共益会館で行われました。加藤会長にご参加いただきました。1月16日西多摩地区の農業委員会の検討会が羽村市役所で行われました。加藤会長と小峰職代に参加をいただき西多摩地区の各農業委員会の代表委員会に出席いただいて令和4年度の活動状況、成果や令和5年度に向けた取り組みについて、また農業委員会を巡る状況、農地制度への対応についてご協議をいただきました。2月16日予定されています第64回 東京都農業委員会農業祭委員会の決議要望や東京都に対する意見についてもご協議をいただきました。報告は以上になります。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7件を上程いたします。

それでは整理番号1番について、梅田委員の説明をお願いします。

## 委員

議席番号7番 梅田です。

整理番号1番について説明いたします。

申請人住所、氏名

## 委員

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

現地調査は1月12日日本人不在のもと事務局2名と調査いたしました。

畑は青梅街道工業団地入口の交差点の北にあります。畑はフェンスで囲まれ栗の木が8本、キウイフルーツの木が3本、イチョウの木が18本ありました。畑の周りに剪定した枝が積まれゴミも積まれ、あまりきれいではなく危険でした。除草剤がしてあるようで草は低い状態でした。今回、申請人不在で話が聞けず農業経営者であるか農業経営を続ける意思があるのか確認できませんでした。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番および3番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員 鈴木です。

整理番号2番について説明いたします。

1月12日事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この4筆は自宅の南東側の畑です。地番はビニールハウスで、露地でブルーベリーが栽培されていました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

## 委員

この6筆は、都立誠明学園の北側で若草通りと高圧線通りに挟まれたところにある畑です。地番にはブルーベリーが栽培されていました。地番には大根が少し残っていましたが、空いているところは夏野菜を栽培予定だそうです。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3筆は新田山公園の北側にある畑です。地番にはブルーベリー、東側には大根、ホウレンソウが栽培されていました。空いているところは夏野菜を栽培予定だそうです。地番にはキウイフルーツが栽培されていました。

整理番号3番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、自宅の南東側ベリーコテージの南側にある一体化した畑です。ここには西側にビニールハウス、それ以外は露地でブルーベリーが栽培されていました。地番は、公園の東側にある畑です。北側にブルーベリー、南側にキウイフルーツが植えてありました。地番は、ブックオフ青梅店の東側にある畑です。ここにはブルーベリーが栽培されていました。地番は新田山公園の北側にある畑です。ここにはブルーベリーが栽培されていました。

整理番号2番3番に関しましては、ほとんどがブルーベリーが栽培されていました。非常によく手入れされておりよく管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、森谷委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号11番 森谷です。

整理番号4番について説明いたします。

1月12日、申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

こちらの畑は申請人の自宅東側で、ここはすべて茶畑になっております。さんはお茶の製造販売をされていて自宅敷地内に製茶の工場を持ち、お茶を専業としている農家です。近くなのでよく見るのですが一年を通して草が生えているとかゴミがあるとかを子供のころから見たことがありません。大変きれいに管理されております。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

整理番号5番について、野村委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号4番 野村です。

整理番号5番について説明いたします。

1月13日、本人立会いのもと事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

この畑は、ノラボウ、ネギ、ダイコン、ハクサイ、タマネギ、エンドウなどが栽

## 委員

培され、畑の端にはキウイフルーツ、ブルーベリーが栽培されていました。多少空いているところもありましたが、草もなく耕してあり畑として問題なく管理されていることを確認しました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号6番について、森田委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員会

議席番号6番 森田です。

整理番号6番について説明いたします。

1月16日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番にはハウスが2棟あり、ワサビ菜、レタスが作ってありました。もう一つの畑は何も作ってなくきれいに耕耘されておりました。畑には白菜が植えてあります。地番にはネギが作ってあり、出荷済みのところもきれいに耕耘されておりました。地番にはネギが作ってあり、一部にスナップエンドウが作ってあります。地番にはハウス1棟があります。残りの部分についてはブロッコリー、ネギ、キャベツが作ってありました。この畑は自宅横の畑であり、きれいに管理がされておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号7番について、鈴木清委員さんの説明をいたします。

## 委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号7番について説明いたします。

1月16日に申請人、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、青梅街道沿いの畑で茶畑です。面積が半端のところですが、きれいに耕耘されておりました。地番は茶畑で、こちらもきれいにされておりました。地番は、自宅の前の農地で大根、白菜、ホウレンソウ、自家消費用の野菜が植えられていました。空いたところもありますが、きれいにされておりました。地番は、早生のお茶、さやまかおりというお茶が栽培されておりました。定期的に枝の更新を行っていることで低い位置に管理されておりました。全体の畑を通してよく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 委員 質疑1

整理番号1番があまりかんばしくないというように聞こえたのですが、その辺について、もう少し議論した方がいいと思います。

## 事務局

補足なのですが、当日立会人 さんが来られなかったもので、後日事務局の方から電話で管理の方を確認したところ、先ほどご説明があった管理状況については、すぐに処置をするということで、今後も営農事態は継続していく意思是話していただいたの

## 事務局

で、事務局としては問題がないのかなという判断です。

## 委員

納得されたのですか。

## 梅田委員

本人に会っていないので事務局と話をして納得しました。

## 議長

後日確認に行ってください、事務局の方にその状況を話してください。

## 梅田委員

わかりました。

## 議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和3年12月25日に亡くなられたため、相続人である さん、 さん、 さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、1月13日に野村委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号4番 野村です。

この畑は、両筆とも梅が栽培されていた畑で、梅ウイルスで伐採伐根した畑です。3年に一度の調査で令和3年2月に調査をしたのですが、その時に梅を植えていいという許可が出たばかりの地区だったんです。梅の苗を手配して植えるようにということをその時は言いました。息子さん さんは、それを了承してくれるということを書いていたのでそれは確認したのですが、お母さんの さんは施設に入っているような状態です、すぐに植えなかったようです。今もその状態が続いているということで年に何回か草刈りをしているのを見ているのですが、そのような状態です。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。



## 議長

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を御説明申し上げます。議案第3号を御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の                      さんから譲受人の社会福祉法人                      への売買でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、通常“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。

今回、譲受人が社会福祉法人となりますが、農地を福祉の目的のために取得することが認められる場合、農地法施行令第二条のハに該当します。該当する場合、農地法第3条第2項各号のうち「第1号、第2号、第4号および第5号」の要件が、不許

## 事務局

可の例外に当たるため不要となります。このことを踏まえて、《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、社会福祉法人のため不許可の例外に該当するので適用しません。

次に第2項第2号。農地所有適格法人以外の法人が農地を取得することはできませんが、社会福祉法人のため不許可の例外に該当するので適用しません。

次に第2項第3号。信託ではないので適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、社会福祉法人のため不許可の例外に該当するので適用しません。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件につきましては、社会福祉法人のため不許可の例外に該当するので適用しません。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、すでに申請地に粟が植えられており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、1月13日に川口委員さんで行いました。また、現地調査後に譲受人である法人を訪問し、障害サービスの一環としての農地利用の確認および説明を受け、許可するに相当であるとの判断となりました。

参考資料として、議案第3号別紙2が農林水産省が定めている農福連携の手引きの中の、社会福祉法人等が農地の貸借および権利取得の場合の説明、別紙3が根拠法令の抜粋となりますのでお目通しいただければと思います。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川口委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号9番 川口です。

1月13日、代理人と事務局2名と現地調査を行いました。

現地は栗の木4本が植わっていて下草はそれなりに刈ってありまして、栗畑として十分な状態です。今後は社会福祉法人 〇〇さんの方が管理されるということで現地調査も社会福祉法人さんの方にアポなしで行きまして、施設長と話をしまして十分に管理をいたしますということです。施設の周りには畑がありまして、そこも十分な管理状態です。当日は身障者が十何人いまして作業をしていました。十分に管理できると思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。  
農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則、東京都への事前協議が省略できることとなり、農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2は写真撮影方向図となっております。議案第4号別紙3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、南側も山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の両方に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の新井委員と行い、加藤会長、小峰職務代理には現地の状況について説明しております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員 新井です。

1月12日、事務局2名と現地調査を行いました。

写真の通り原野という感じでした。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、6件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、9件で3ページに記載されたとおりです。

次に「非農地証明の願出について」は、1件で4ページに記載されたとおりです。

## 議長

次に「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

前回皆さんからの意見をいただき、意見書の中の農業生産向上への支援等を考えていただかないといけないと思ひまして、ここに形状させていただきます。やはり農家の人たちが一生懸命頑張っていることを考えると生産向上のことも少し（笑）たくさん考えてもらわないと青梅市の農業が発展しないのではないかと思ひまして、追加させていただきますがいかがでしょうか。よろしいですか。

## 議長

事務局より補足説明がございますので、よろしくお願ひいたします。

## 事務局

青梅市に対して農業委員会からの意見書につきましては今、会長の方で説明いただきました通りになりまして、合わせて資料の議案別紙の一番後ろに参考資料といった紙を一部つけております。タイトルが青梅市農業振興地域整備計画変更にかかる各委員からの意見等というA4、1枚のものになります。先月、全員協議会にて農業委員会からの意見、どういった意見にするかということ協議いたしまして、表書きの加藤会長からの青梅市長に対する意見につきましては先ほど会長が説明した通り4行の意見になるのですけれども、先月併せて、その前の段階から農業委員さん、推進委員さんそれぞれから、様々な意見をいただきました。いただいた意見を全てちゃんとつけて提出したほうがよろしいといったご意見をいただきまして、別紙参考資料として挙げた意見を記載しまして先ほどの意見書とこちらの参考資料で書いたこちらの意見等といったものを2枚セットで農業委員会から市の方に提出を行いました。こちらは1月16日付で提出しまして市の方で受理されたということになります。以上です。

## 議長

事務局の補足説明は終わりました。自分たちが農業委員ということで

**議長**

先々のことを考えて市の方にこういったことを伝えたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

**議長**

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

**議長**

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時から開会いたします。